

屋内配線定期調査の一部未実施に伴う臨時調査の実施について

当社は、電気事業法第57条に基づき、一般用電気工作物(対象は、低圧のお客さまの屋内配線などの電気設備)が経済産業省令で定める電気設備の技術基準に適合しているかについて、4年に1回以上の頻度で、調査機関に委託し定期的に調査を実施しています。(病院、学校などの公共施設などは、毎年1回以上。)

このたび、この定期調査において、調査対象のお客さまリスト出力に関するシステムの不具合などにより、一部のお客さまの調査が未実施であることを確認しました。

未実施のお客さまについては、準備が整い次第、早急に調査を実施するとともに、システム改修などの再発防止策を講じてまいります。

調査未実施となりましたお客さまには、深くお詫び申し上げます。

1.定期調査の実施方法

当社は、お客さまの調査年度等のデータベースを構築しており、調査実施にあたっては、年度末に翌年度調査対象のお客さまリストを出力した上、調査機関に委託し調査を実施しています。調査年度は検針・集金を行う作業区域の区画あるいはお客さまごと(官庁、通信事業者など)に設定する区画で管理しており、新規契約のお客さまについては、当該区画の調査年度にあわせて調査を行うことから、初回の調査は4年未満のことがあります。

2.定期調査未実施件数

542口

(内訳) 一般家庭等:407口、PHS基地局や公衆街路灯等:135口

(参考) 低圧のお客さま口数:約540万口〔平成16年4月時点〕

3.未実施の原因

このたび、未実施となった主な原因は、次のとおりです。

○ システムの不具合

年度末(2~3月)に、翌年度調査対象となっている区画で新規契約され

たお客さまの一部が、システムの不具合により調査対象お客さまリストから漏れていた。

○ 次回調査年度の入力漏れ

PHS柱上基地局等の管理を検針・集金を行う作業区域の区画からお客さまごとの区画に変更した際に、当該区画の次回調査年度を入力していなかった等。

4.今後の対応

○ 臨時調査の実施

調査未実施のお客さまについて、平成17年1月中旬までに臨時調査を実施します。

○ 再発防止策の実施

今後、システムの不具合の改修と調査年度の入力漏れに対するチェック機能の強化を平成17年2月までに行います。

以上